

## 事業協同組合に係る建設工事入札参加登録資格等審査の審査項目の 算定方法に関する特例要領

### (目的)

第1 この要領は、県の発注する建設工事について、事業協同組合の受注機会の確保を図るため、事業協同組合の入札参加登録を定める場合の審査項目の算定方法に関し、特例を設けることを目的とする。

### (定義)

第2 この要領において「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合で、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明(以下「適格組合証明」という。)を受けているもので、組合員の本社が宮城県内にあるものをいう。

2 この要領において「審査対象者」とは、事業協同組合(以下「組合」という。)が次に掲げる者のうちから当該組合の希望工事種別(宮城県建設工事に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成13年宮城県告示第727号。以下「規程」という。)第5条の3に掲げる別表第1の発注工事の欄の小分類の工事をいう。)ごとに指定した者をいう。この場合において、審査対象者数は、10を超えてはならないものとする。

- (1) 当該組合の組合員であること。
- (2) 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員となっている法人であること。
- (3) 当該希望工事種別に関し、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、同法第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

### (審査項目の算定方法に関する特例)

第3 組合の規程第5条の3に掲げる別表第1の経営事項審査総合評点における各審査項目の算定方法に関する特例は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 工事種別別完成工事高は、当該組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高の和とする。
- (2) 自己資本額及び職員数は、当該組合及び各審査対象者の自己資本額並びに建設業に従事する職員数のそれぞれの和とする。
- (3) 経営状況は、当該組合及び各審査対象者の経営状況分析の評点の平均値(小数点以下第1位を四捨五入した点数)とする。
- (4) 技術職員数は、当該組合及び各審査対象者の技術職員数の和とする。
- (5) その他の審査項目は、当該組合及び各審査対象者の経営事項審査結果のうち、その他(社会性)の評価の平均値(小数点以下第1位を四捨五入した点数)とする。

2 規程第5条の3に掲げる別表第1の1級技術者数の算定方法の特例は、前項第4号の算定の対象となった当該組合及び各審査対象者の1級技術者の和とする。

(特例の適用)

第4 第3の規定は、同規定による特例の適用を希望する旨の申出をした組合について適用するものとする。

2 前項の申出は、建設工事入札参加登録資格等審査申請書にその旨を記載し、かつ、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 組合の役員名簿
- (2) 組合員名簿
- (3) 審査対象者の住所、名称(商号)及び代表者名
- (4) 審査対象者が建設業許可を受けていることを証する書面の写し
- (5) 審査対象者の経営事項審査結果通知書の写し
- (6) 官公需適格組合であることを証する書面の写し

(変更の届出等)

第5 第4の規定の適用を受け、建設工事競争入札参加登録名簿に登載された組合は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 適格組合証明を取り消されたとき。
  - (2) 適格組合証明の更新を受けたとき。
  - (3) 審査対象者が第2第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
  - (4) 第4第2項第3号の事項に変更があったとき。
- 2 組合から前項第1号及び第3号に該当することとなった旨の届出があった場合において、必要があると認められるときは、知事は、建設工事競争入札参加登録名簿に登載された等級を変更し、又は取り消すものとする。

附 則

この要領は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月16日から施行する。